

収入
印紙

債権差押命令申立及び陳述催告申立書

平成 年 月 日

盛岡地方裁判所第2民事部 御中

申立債権者

印

T E L	—	—
F A X	—	—
携帯電話	—	—

当事者，請求債権及び差押債権の表示 別紙目録記載のとおり

申立の趣旨

- 債権者は債務者に対し，別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に表示された上記請求債権を有しているが，債務者がその支払をしないので，債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。
- 上記債権差押命令申立事件について，第三債務者に対し，民事執行法第147条1項に定める陳述の催告をされたく申し立てる。

添付書類

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 執行力ある債務名義の正本 | 通 |
| 2. 同送達証明書 | 通 |
| 3. 商業登記事項証明書 | 通 |
| 4. 住民票 | 通 |
| 5. 戸籍謄本 | 通 |
| 6. 戸籍の附票 | 通 |

当事者目録

(住所) 〒 _____

(債務名義上の住所) _____

債権者 _____

(債務名義上の氏名) _____

(送達場所) 住所と同じ 就業場所

〒 _____

(送達受取人) _____ (_____)

(住所) 〒 _____

(債務名義上の住所) _____

債務者 _____

(債務名義上の氏名) _____

(住所) 〒 _____

第三債務者 _____

(代表者) 代表取締役 取締役 代表理事 理事

(氏名) _____

(送達場所) 〒 _____

請求債権目録

_____地方法務局所属公証人_____作成の執行力ある平成_____年
第_____号_____契約公正証書正本に表示された下記金員及び執行費用

記

1 確定期限が到来している債権及び執行費用 金 _____ 円

(1) 金 _____ 円

ただし、債権者、債務者間の子 (_____) についての
平成 _____ 年 _____ 月から平成 _____ 年 _____ 月まで1か月 _____ 円の養育費の
未払分 (支払期毎月 _____ 日)

(2) 金 _____ 円

ただし、執行費用

(内訳)

本申立手数料	金	円
差押命令正本送達費用	金	円
商業登記事項証明書交付手数料	金	円
本申立書作成及び提出費用	金	円
執行文付与手数料	金	円
送達証明書交付手数料	金	円
執行証書謄本送達手数料	金	円
執行証書謄本交付手数料	金	円
執行証書謄本送達費用	金	円

2 確定期限が到来していない各定期金債権

(1) 平成 _____ 年 _____ 月から平成 _____ 年 _____ 月 (債権者、債務者間の子 _____ が
) まで、毎月 _____ 日限り金 _____ 円

ずつの養育費

(2) 平成 _____ 年 _____ 月から平成 _____ 年 _____ 月 (債権者、債務者間の子 _____ が
) まで、毎月 _____ 日限り金 _____ 円

ずつの養育費

(3) 平成 _____ 年 _____ 月から平成 _____ 年 _____ 月 (債権者、債務者間の子 _____ が
) まで、毎月 _____ 日限り金 _____ 円

ずつの養育費

差 押 債 権 目 録

- 1 金 _____ 円（請求債権目録記載の1）
- 2 (1) 平成 _____ 年 _____ 月から平成 _____ 年 _____ 月まで、毎月 _____ 日限り
金 _____ 円ずつ（請求債権目録記載の2(1)）
- (2) 平成 _____ 年 _____ 月から平成 _____ 年 _____ 月まで、毎月 _____ 日限り
金 _____ 円ずつ（請求債権目録記載の2(2)）
- (3) 平成 _____ 年 _____ 月から平成 _____ 年 _____ 月まで、毎月 _____ 日限り
金 _____ 円ずつ（請求債権目録記載の2(3)）

債務者（ _____ 勤務）が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書1及び2の金額に満つるまで。

ただし、頭書2の _____ の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

I 給料（基本給及び諸手当、ただし通勤手当を除く。）から所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の2分の1（ただし、前記残額が月額66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額。）

II 賞与からIと同じ税金等を控除した残額の2分の1（ただし、前記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額。）

なお、I、IIにより弁済しないうちに退職したときは、

III 退職金から所得税、住民税を控除した残額の2分の1にして、I、IIと合計して頭書金額に満つるまで。